



臨時特別給付金推進室
☎ 0120-093-192

臨時特別給付金からのお知らせ

定額減税しきれないと見込まれる人への調整給付

R6.6月以降、所得税および個人住民税(所得割)で定額減税が実施されます。定額減税の額が減税しきれないと見込まれる方に対して、差額を調整給付として支給します。

対象 下記の全てに該当する方

- ① R6.1/1時点において交野市にお住まいの方
 - ② 所得税と住民税所得割の少なくとも一方を納められている方
 - ③ R6年度分の所得税またはR6年度分の個人住民税において定額減税しきれない方(合計所得金額が1,805万円を超える方を除く)
- 所得税額と個人住民税所得割ともに税額のない方は給付対象外です。

給付額

①+②の合計額を1万円単位に切り上げた額

所得税

定額減税可能額【3万円×(本人+扶養親族数)】- R6年分推計所得税額※=①定額減税しきれない額
※ R6年分所得税額は未確定のため、調整給付金の算出にはR5年分の所得等を基にした推計額を使用

個人住民税

定額減税可能額【1万円×(本人+扶養親族数)】- R6年度住民税(所得割)=②定額減税しきれない額

具体例

- ▷ 世帯構成: 納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養
- ▷ R6年分推計所得税額(減税前): 6万5,000円
- ▷ R6年度分個人住民税額(減税前): 13万5,000円

(1) 定額減税可能額

所得税分: 3万円×4人=12万円 個人住民税分: 1万円×4人=4万円

(2) 定額減税しきれない額

- (A) 所得税分: 12万円(所得税分定額減税可能額) - 6万5,000円(R6年分推計所得税額(減税前)) = 5万5,000円
- (B) 個人住民税分: 4万円(個人住民税分定額減税可能額) - 13万5,000円(R6年度分個人住民税所得割額(減税前)) = -9万5,000円(マイナスのため不足額は0円)

(3) 調整給付額

(A) + (B) = 5万5,000円

支給額は**6万円**(1万円単位に切り上げ)となります。

※あくまで推計所得税額であるため、R6年分所得税額が確定し、給付不足が生じた場合はR7以降に追加給付する予定です。

手続き 7月中旬以降、対象者に順次送付する確認書等でご確認ください。

R6.1/2以降に交野市に転入された方は、原則として前にお住まいの市町村から給付されます。

新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象 世帯: 基準日(6/3)現在、本市の住民基本台帳に登録されており、R6年度に新たに世帯全員が住民税均等割非課税である世帯または住民税均等割のみ課税者のみの世帯、均等割のみ課税者と非課税者の世帯 児童: 上記世帯に属する18歳以下の児童

※ R5年度給付金(非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円)の支給対象だった世帯は対象外。
住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く。

給付額 1世帯当たり10万円と児童1人当たり5万円

手続き 7月下旬以降、対象世帯に順次送付する確認書等でご確認ください。

ただし、R6.1/2以降に他市町村からの転入によりR5中の収入が確認できない世帯へは申請書を送付します。

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が8月から「薄緑色」に変わります

新しい被保険者証は7月上旬に発送します。現在お持ちの被保険者証(有効期限: 7/31(水)) (橙色)は破棄、または医療保険課まで返却してください。

自己負担割合の判定

医療機関での自己負担割合を、当該年度(4~7月の負担割合は前年度)の住民税が課税される所得額により判定を行います。

判定基準	自己負担割合
同一世帯にR6年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合 ※この世帯に属する被保険者は、個人のR6年度の住民税が課税される所得額(各種所得控除後の所得額)が、145万円未満であっても3割負担となります。	3割 (※1) (※2)
3割負担に該当せず、同一世帯にR6年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が28万円以上の被保険者がいる場合で以下に該当する場合 ・同一世帯に被保険者が1人の場合 年金収入(※3) + その他の合計所得金額(※4)が200万円以上の場合 ・同一世帯に被保険者が複数いる場合 年金収入(※3) + その他の合計所得金額(※4)の合計が320万円以上の場合	2割
3割負担または2割負担に該当しない場合	1割

(※1) 住民税課税所得(各種所得控除後の所得額) 145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者(※5)の賦課のもととなる所得金額(※6)の合計額が210万円以下の場合は2割または1割負担と判定されます。

(※2) 3割負担と判定された場合でも、要件に該当する人は申請をすることで、申請月の翌月から2割または1割に変更することができます。詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」およびチラシの「後期高齢者医療基準収入額適用申請について」をご覧ください。

(※3) 年金収入には遺族年金や障害年金は含まれません。

(※4) その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

(※5) S20.1/2以降生まれの被保険者およびこの人と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。

(※6) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります(例: 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)。

医療費の窓口負担を抑える標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度証)

減額証、限度証は医療機関に提示すると、自己負担額を限度額に抑えることができます。

交付対象 減額証: 住民税非課税世帯(低所得Ⅱ・Ⅰ)に属する被保険者、限度証: 現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満の世帯(現役並みⅡ・Ⅰ)に属する被保険者
現在交付されている認定証の有効期限は7/31(水)までです。8/1(木)から有効となる認定証は、既に認定証をお持ちで、引き続き、同じ所得区分に該当する方は自動更新され、7月下旬に郵送されます。それ以外の方は申請が必要となります。自己負担額等の詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

保険料の決定

7月中旬に、R6年度保険料の保険料額決定通知書および納入通知書(一体型通知書)を送ります。納付方法は、①特別徴収(年金天引き)と②普通徴収(納付書・口座振替)(特別徴収にならない方が対象)の2通りとなります。なお、②のうち、納付書払いの方のみスマホアプリ決済が可能です(詳細は納付書同封のリーフレットをご確認ください)。

保険料の減免等

災害や事業不振等の理由により保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に減額または免除される場合があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▶ 被保険者証、保険料等に関すること = 資格管理課 ☎ 06-4790-2028

▶ 高額療養費、健康診査、医療費通知等に関すること = 給付課 ☎ 06-4790-2031

▶ 予算、広報、広域連合議会に関すること = 総務企画課 ☎ 06-4790-2029